

# 出雲市中央通り地区計画の概要

## 1. 地区計画の方針

名称	出雲市中央通り地区計画	
位置	島根県出雲市今市町地内	
面積	約 2.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR出雲市駅周辺と出雲市役所をつなぐ出雲市の顔ともいえるシンボルロード沿線にあり、呉服店や美術関係の店も数店集まる文化要素の高いまちである。また、都市計画道路出雲市駅前矢尾線の拡幅整備によるゆとりある歩道の創出が行われている。本計画はこの街路整備と一体になって、沿道建物等を適切に誘導することにより、活力と潤いにあふれた中心市街地の形成を図るものである。
	土地利用の方針	シンボルロードにふさわしい適切な土地利用を図るものとし、景観に配慮した商業、業務施設や住宅を配置し、快適でにぎわいのある中心市街地の形成を誘導する。
	建築物等の整備方針	良好な都市景観の形成に配慮した建築物の整備を行うため、建築物の用途、形態及び意匠を地区整備計画により誘導する。

## 2. 地区整備計画

建築物に関する事項	建築物等の用途制限	出雲市駅前矢尾線に接する敷地については、下記の建築物は建築できません。 1. 作業場の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超える工場（住宅及び店舗、事務所に併設される作業場で、その床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以下のものを除く。） 2. 倉庫業を営む倉庫 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの 5. 建築基準法別表第 2（り）項第 3号に掲げる建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	（色彩の制限） 敷地が出雲市駅前矢尾線に接する建築物の外壁の色彩は、原色を避け、原則として白または茶色などを基調とした、落ち着いた色調とする。 （工作物の制限） 出雲市駅前矢尾線に面して屋外自動販売機を設置する場合は、景観及び環境に配慮したものとする。 （かき、柵の制限） 出雲市駅前矢尾線に面してかき、柵を設置する場合は、安全、美観を考慮したものとし、コンクリートブロック造のへの設置は禁止する。

「区域は計画図表示のとおり」

